

五泉市住宅取得補助金 交付申請に必要な書類について

* 補助金の申請をする際は、次の書類を提出してください。

- 五泉市住宅取得補助金交付申請書
- 五泉市住宅取得補助金申請内訳書
- 付近見取り図
 - ・住宅地図の写しなど（方位、道路及び目標となる建物等がわかるもの）
- 完成（現況）写真
 - ・外観（敷地全体がわかるもの）、内観（台所、便所、浴室、居室がわかるもの）
- 各階平面図
 - ・方位、縮尺、寸法、間取り、居住用部分の延床面積が確認できるもの。
- 夫婦の記載のある戸籍謄抄本（新婚世帯のみ）
 - ・本籍地が本市以外で子どものいない新婚世帯に該当する場合に必要です。
- 市町村税の納税証明書（転入者のみ）
 - ・転入者の場合、前住所地の証明書（申請者本人及び配偶者のもの）が必要です。
- 建築基準法に基づく検査済証の写し
 - ・購入及び確認申請不要地域の場合は、住宅の取得を証する「引渡書」（発行されていない場合は「登記事項証明書」）の写しを提出してください。
- 金融機関等との金銭消費貸借契約証書の写し
- 対象住宅の建築工事又は購入に係る契約書及び領収書の写し
 - ・領収書が発行されていない場合は、金融機関の振込受付書の写しを提出してください。
- 補助対象外経費が確認できる書類の写し
 - 対象住宅の建築工事に係る見積書の写し
 - 土地売買契約書の写し（借入金額に土地取得費用が含まれる場合）
 - 土地と建物それぞれの取得金額が確認できる書類の写し（建売住宅・中古住宅の場合）
 - ・不動産売買契約書に記載がない場合、提出してください。
 - その他工事施工者以外に支払った経費が確認できる書類の写し
 - ・借入金額に地盤改良、解体工事、外構工事等の補助対象とならない経費が含まれる場合、請求書、領収書等の経費が確認できる書類も提出してください。
- 工事施工者に関する書類
 - 商業登記履歴事項全部証明書（法人の場合。法務局から発行されたもの。写し可）
 - 住民票（個人事業主の場合）
 - 建設業の許可通知（法人・個人事業主共通。写し可）
- その他市長が必要と認める書類
 - ・上記の他、申請内容に応じて他の書類が必要になる場合があります。